

記号番号	章柝-運訪	制定	2017. 4. 3	改訂	2022. 3. 31	版	2
------	-------	----	------------	----	-------------	---	---

ホームヘルプサービスやすらぎ舎 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人章佑会が設置する、ホームヘルプサービスやすらぎ舎（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援事業 訪問型サービスA（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態等にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
 - 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
 - 6 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。
 - 7 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとします。

(事業の運営)

第3条 指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします

(事業の名称及び所在地等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

記号番号	章柝-運訪	制定	2017. 4. 3	改訂	2022. 3. 31	版	2
------	-------	----	------------	----	-------------	---	---

(1) 名称 ホームヘルプサービス やすらぎ舎

(2) 所在地 栃木県大田原市北大和久1番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) サービス提供責任者 1名以上（常勤職員・訪問介護員を兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係わる調整、ホームヘルパーに対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。

(3) 訪問型サービスA責任者 1名以上（1名はサービス提供責任者が兼務）

訪問型サービスA責任者は、訪問型サービスAの利用の申込みに係わる調整、訪問介護計画の作成等を行います。

(4) ホームヘルパー（介護福祉士又は訪問介護員研修1級又は2級課程修了者）

1名以上（常勤換算、サービス提供責任者含む）ホームヘルパーは、訪問介護の提供に当たります。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

(1) 営業日

年間を通じて営業する。ただし、事業所の都合により、利用者に著しい不都合が生じない範囲で営業日を休日とする事ができます。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、深夜帯を除き、早朝、夜間の時間に対応します。

(指定訪問介護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1) 訪問介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位変換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体の介護

記号番号	章柝-運訪	制定	2017. 4. 3	改訂	2022. 3. 31	版	2
------	-------	----	------------	----	-------------	---	---

（３）生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

（指定訪問介護の利用料等）

第 8 条 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

3 通常の事業実施地域を越えた地点から訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の実費を徴収します。

（１）通常の実施地域を越えてから片道おおむね 10 キロメートル未満 2 5 0 円

（２）通常の実施地域を越えてから片道おおむね 10 キロメートル以上 5 0 0 円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業実施地域は、大田原市の区域とします。

（衛生管理等）

第 10 条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

記号番号	章柝-運訪	制定	2017. 4. 3	改訂	2022. 3. 31	版	2
------	-------	----	------------	----	-------------	---	---

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、指定訪問介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

記号番号	章柝-運訪	制定	2017. 4. 3	改訂	2022. 3. 31	版	2
------	-------	----	------------	----	-------------	---	---

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 ※第 1 5 条の措置は、令和 6 年 3 月 3 1 日までに実施する。

(内容及び手続きの説明並びに同意と契約)

第 16 条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

記号番号	章柝-運訪	制定	2017. 4. 3	改訂	2022. 3. 31	版	2
------	-------	----	------------	----	-------------	---	---

- 3 事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする
- 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせないものとする。
- 5 事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。

(その他)

第18条 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人章佑会とホームヘルプサービスやすらぎ舎管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は平成29年4月3日から施行する。
この規定は令和4年3月31日から施行する。